

様式1（表面）

保護者各位

令和 年 月 日

鹿児島県立加治木高等学校長

### 出席停止に係る疾病通知書について

学校保健安全法第19条に基づき、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は本人の休養と、学校内での感染拡大を防ぐため、学校は出席停止の措置を取ることになっています。

医療機関から学校感染症と診断された場合、下記の疾病通知書を主治医に記入していただき、担任または保健室まで提出してください。記載された内容に従い、出席停止の措置をとります。なお、ご不明な点やご相談があれば、保健室へご連絡ください。

※ 「学校において予防すべき感染症」については、裏面を御確認ください。

※ 新型コロナウイルス感染症においては、この通知書の提出は必要ありません

記

疾 病 通 知 書	
鹿児島県立加治木高等学校	
年 組 番 生徒氏名	
診 断 名	
自宅療養に要する期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ( ) 日間
備 考	
上記のとおり通知します 令和 年 月 日 医療機関名 医師名	

(裏面)

学校において予防すべき感染症とその出席停止について

種類		出席停止の期間の基準		
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで出席停止		
	クリミア・コンゴ出血熱			
	ペスト			
	マールブルグ熱			
	ラッサ熱			
	急性灰白髄炎（ポリオ）			
	ジフテリア			
	重症急性呼吸器症候群(SARS)			
	痘そう			
	南米出血熱			
鳥インフルエンザ(H5N1)				
第2種	<b>新型コロナウイルス感染症</b>	<b>発症後5日, かつ症状軽快後1日を経過するまで</b>		
	インフルエンザ	発症後5日, かつ解熱後2日を経過するまで		
	百日咳	特有の咳が消失するまで, または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで		
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺, 顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日間を経過し, かつ全身状態が良好となるまで		
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで		
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで		
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
髄膜炎菌性髄膜炎				
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	細菌性赤痢			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	腸チフス			
	パラチフス			
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
	<b>条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患例</b>			
	その他の感染症		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
			ウイルス性肝炎	A型・E型: 肝機能正常化後, 登校可能 B型・C型: 出席停止不要
手足口病		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出停, 治癒期は全身症状が改善すれば登校可能		
伝染性紅斑(りんご病)		発疹のみで全身症状が良ければ登校可能		
ヘルパンギーナ		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出停, 治癒期は全身症状が改善すれば登校可能		
マイコプラズマ感染症		急性期は出停, 全身状態が良ければ登校可能		
感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)		下痢・嘔吐症状が軽快し, 全身状態が改善されれば登校可能		
<b>通常出席停止の措置が必要ないと考えられる疾患例</b>				
	アタマジラミ	出席可能(タコ, くし, グラスの共有は避ける)		
	水いぼ	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板共有は避ける)		
	伝染性膿痂疹	出席可能(プール, 入浴は避ける)		

※出席停止基準については, 学校医その他の医師の判断によります。